



## Contents

- ◇ 社長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『期限経営パートⅡ』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

# 3

## 2014 Vol.124

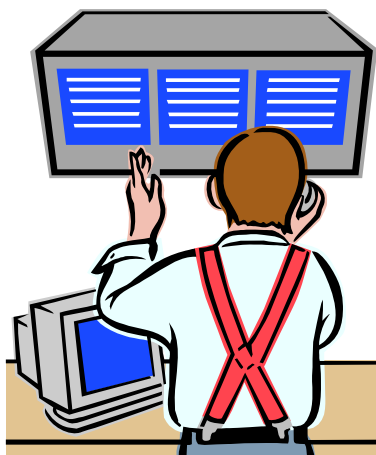


大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続税申告・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険・不動産
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・  
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究  
所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

## 社長室から、こんど~です



今年もう3月になりました。

先月は例年になく東京では大雪が降り、飛行機が欠航したり新幹線が遅れたりする中、相変わらず飛び回っていました。

その中で目についた広告は**消費税増税**と**NISA**でした。

そこで今月は**NISA**について勉強してみました。

**NISA**とは株式投資をされている方はもうご存知の事と思いますが、**少額投資非課税制度のNISAのことです**。このモデルとなっているのは**イギリスのISA（個人貯蓄口座）**と言う制度で、1993年から始まっています。

**日本版ISAはアイサ**などと呼ばれていましたが、日本証券業協会が公募を行い、その中から日本の頭文字のNを付けた**NISA**を採用しました。

もともと株式の利益にかかる税金は**20%**でしたが、低迷する株式市場を立ち直らせようと10%に引き下げました（証券優遇税制）これが25年税制改革で廃止され元に戻ることになりました。

そこで投資家の株離れを防ぐための施策としてイギリスにならってNISAを導入する事になりました。個人投資家にとっては**税金が高くなるどころか逆にゼロになり以前と比べて株を買いやすい環境になります**。

**税金がゼロになる**、10万円の利益に対して今までは手元に残るのは9万円今年からは8万円。NISAを使えば丸々10万円残ります。（2014年4月以降に買ったものに限られます、これまでに買った株式は対象外）

**年間100万円が上限**、NISAを利用した売買は1度きり100万円以内、**期間は5年、累計で500万円まで**2023年まで毎年100万円の枠が設定されます。

最後に投資できる2023年に設定された非課税投資枠は2027年に終了し、それまで最大500万円の非課税枠が日本に住んでいる20歳以上の人ならば誰でも利用できます。

**口座は一人ひとつ**、複数の開設は出来ません、最初の4年間は金融機関を変える事が出来ません。

**NISA**は専用口座で、これまで持っていたものを移し替えることもできません。

**10年間**が予定されているので**年間100万円ずつ合計500万円を2回税金ゼロ**で運用できることとなります。

株式運用のベテランの方には朗報ですね。

初心者に対してこれを機に投資家にと金融機関はテレビや新聞でNISAの勧誘を盛り上げていますが、儲かった時のお話です。

今後の日本の経済は、**アベノミクスの3本の矢**と**東京オリンピック開催**が決まり2020年まで相場を取り巻く環境は、良好で**黄金の7年**なんて聞きますが本当でしょうか？

なかなか難しいのではと思っています。

いかがでしょうか？

よく勉強しないと株式には手は出せませんね。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

## 経営まめ知識：『期限経営パートⅡ』について



みなさま如何お過ごしでしょうか？弊社は、確定申告の関係で超繁忙期です。この時期になると毎年の事ですが、桜が恋しくなりますね？？毎年3月末に決算報告・確定申告慰労会がグループで行われます。

今月号は、今年私が発表する事を書いてみたいと思います。以前話しました『**期限経営**』についてです。

『**夢に期限を！！**』という、ワタミグループの渡辺美樹さんのお話です。人生に目的を持って仕事をすると人間は成長するが、夢に期限を付けていなければその効果が半減するというお話です。

**夢とは、自分の理想でありなりたい自分の姿です。**いくなれば理想とするべき自分の姿です。想えば世の中に出て・・・自分のやりたい事、好きな事、なりたい事を永続するために生きてきた気がします。

毎年・毎月・毎日何かしらの計画を立て目標を持って生きてきたみたいです。サラリーマン時代から色々な経営者の方々にお逢いし、いろんな本を読んで、いろんなセミナーに参加し、全国各地を行脚して、世界を駆け回ってきた53年間ではなかったでしょうか？人の話を聞き、色々なものを観て、色々な人に出逢いを求めていく事が、いつからか人生最大の財産と考えるようになったからでしょう。

例えば昭和58年6月1日に税理士事務所へ入社して、10年後の平成5年6月1日に退職届を出しました。つまりサラリーマン時代が終わり独立という事です。そして起業10年後の平成16年3月社長を退任して、一人で東京事務所を開設しました。会長として10年を過ごしたという事になります。

社長を辞めると決める何年か前から10年一区切りで生きていこうと考えるようになっていたみたいです。それは色々な人の生き方を観てきたからでしょう！！また、渡辺美樹さんの『**夢に期限を**』という『**期限経営**』に影響されているからかもしれません！！

仕事柄老若男女の経営者の方とお逢いします。その人により色々な考え方や生き方があります。それはそれでいいと思います。ただ言える事は人生は長い！！その人生にいろんな形で区切りをつける事も大事な事です。特に経営者の方は、毎年の計画や3年5年の計画があります。毎年修正されてもいいのです。今は、朝令暮改が当たり前前の時代です。だがしかし、渡辺美樹さんが言われるようにその**目標や目的に対して期限を設ける事も大事です。**

何故なのか？それは期限を設ける事により最終到達点やゴールが明確になり、**ゴールからの考え方や答えからの生き方で仕事をするようになるからです。**つまり、理想やあるべき姿からの生き方や仕事のやり方になるので、いま自分に我社に何が不足するのが観えてくるという事です。昨日からの延長で生きていくのではなく、未来からの今日という考え方で生きていくという事になります。この様に昨日からの延長で考えるか？未来からの逆算で考えるか？この考え方の違いは、人生や経営において決定的な成果の違いと効果の違いを生むという事です。そういう意味で『**期限経営**』の『**夢に期限を！！**』入れるというのは名言ではないでしょうか？

そこで私の今年の決算報告・確定申告慰労会での発表は、会長を辞めて今の動き方と位置づけに合わせて『**会議長**』になる予定です。つまり**代表取締役会議長**です。毎月九州のグループ本社へ帰るのも『**会議**』のためです。全体会議・役員会（パートナー会議）・介護会議・幹部会議などのためです。

10年一区切りで、サラリーマン⇒社長⇒会長⇒会議長⇒？？？という事になります。10年後会議長を辞める予定ですが、生身ですので生きていられるかも知れません。10年後の肩書が楽しみです！！何でもいいのですが・・・・・・・・。

最後になりましたが、もうすぐ桜の季節です！！

春爛漫同様に増々のみなさまの発展をお祈りします！！



熊本事務所にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



# 「いまさら聞けない相続Q & A」

### Question 1

長男はすでに亡くなりましたが、同居のうえ介護で尽くしてくれている**長男の嫁**に財産を残したい。

### Answer

長男の嫁は、**法的に相続人ではありません**。したがって、相続によって、長男の嫁が財産を取得する事はできません。「**寄与分**」といい被相続人の財産の維持や増加に貢献した事に対する制度も相続人でなければ、認められません。

お義父さんの気持ちを実現する為には、「**遺言**」によって財産を残すか、「**養子縁組**」をして相続させる方法があります



### Question 2

**認知症**と診断される前の遺言書は有効か？

また、**認知症**になった後に、遺言書を書き換える事はできるか？

### Answer

遺言を行うには、**15歳以上で、かつ遺言の内容や効果を理解する能力(遺言能力)**が必要とされています。

認知症であるからとの理由で、遺言能力がないとは言えませんが、認知症の程度によっては、遺言能力がないとされる場合も多いでしょう。

認知症と診断された前後の遺言の効力については、遺言の内容、認知症と診断される前の遺言者の生活状況や症状、病状の推移などを総合的に考慮し、遺言者が遺言の内容や効果を理解することが出来たかどうか判断されることになります。

認知症と診断された後に遺言書を作成される場合、後日、その有効性を争われる危険性が極めて高くなります。したがって、作成時に**遺言能力のあったことの証明となるような手段を取っておくことが不可欠**です。

遺言の当日、または近くの日付で医師の診断書を得ておく事、できれば、**遺言書作成時に医師や第三者の立ち合い求め、文書にしておく、録音やビデオ撮影、公正証書遺言とする等の配慮**が必要です。

相続のお悩みは、各家族により様々です。

「こんな事聞いてもなあ」と一人で考えずなんでもご相談ください。



岡村泰

**編集後記**：早いもので、もう3月となりました。このたいせい通信がみなさまのお手元に届くころには、確定申告も終わっているころでしょう。桜の開花予想も発表され、九州の今年の開花は平年より早く咲くところが多いとのこと。熊本での見ごろは3月末頃だそうで、満開の桜がとっても待ち遠しいです！ということで表紙は一足早く満開の桜です！！

